平成２９年（フ）第１８６号
奈良県大和高田市南今里町９番19号　大和ハイツ102号室
債務者　山本　洋幸
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番15―102号
債務者　山本有美子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目864番地　ハイツＨＯＮＪＹＯ102号、旧住所鳥取県鳥取市賀露町北３丁目８番７号　アメリカンイエローズＢ201号
債務者　酒井　貴由
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３３号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島386番地１
債務者　髙山　恵治
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４７号
徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山１番地９
債務者　尾田　　嘉
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７０号
徳島県吉野川市川島町桑村2445番地14　愛日ハイツ川島Ｂ201号室
債務者　大藤美津代
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
徳島県美馬市脇町字曽江名1054番地２
債務者　森脇　和宏
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第５８号
福岡県直方市大字植木171番地127　サンシティ石山谷Ｂ―101号
債務者　勝見　　優
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第４９号
熊本県八代市迎町２丁目５号18番地（２ＦＡ）
債務者　梅田　　悟
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２２８号
大分市政所２丁目３番15号（インテリジェントコーポⅡＢ203）
債務者　竹村研一郎
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３８号
大分市大字城原2452番地の１（スイートライフふじの101）
債務者　野々下奈津子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３９号
大分県臼杵市大字市浜821番地の３
債務者　佐々木邦彦
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５７号
大分市大字小池原801番地の１（市営２Ａ２―56）
債務者　岡村　由香
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２７６号
大分県別府市野口中町11番23号　横江アパート202号
債務者　戸高　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６２号
宮崎市大島町山田ケ窪1919番地４
債務者　川本玖瑠弥（旧姓鬼束）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６５号
鹿児島県薩摩川内市永利町4655番地40、申立時の住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2874番地４
債務者　堂前　正孝
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
鹿児島県薩摩川内市永利町4655番地40、申立時の住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2874番地４
債務者　堂前　節美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係